

労働者派遣法

労政審が法改正に向けた報告を答申

T O P I C S
トピックス

1

労働者派遣法の改正を議論してきた労働政策審議会（諏訪康雄会長）は昨年二月二十八日、①登録型派遣の原則禁止②製造業派遣の原則禁止③日雇派遣の原則禁止④違法派遣の場合の派遣先による直接雇用申込みなし規定の創設——などを柱とする報告書を、長妻昭厚労相に答申した。報告は、不安定な就業実態を指摘されている派遣労働者の保護をめざし、大きく規制強化に舵を切る格好となった。厚生労働省は、同報告と前政権で国会に提出して審議入りせずに廃案となった改正法案をベースに、新たに労働者派遣法改正法案を取りまとめ、通常国会に提出する考えだ。

派遣法改正をめぐっては、二〇〇八年一月に前自公政権が当時、社会問題化していた日雇派遣の原則禁止を核とする改正法案を提出、これに対し民主党、社民党、国民新党の旧野党三党は、そのころから深刻化した製造業派遣でのいわゆる派遣切りの状況を踏まえ、登録型派遣や製造業派遣原則禁止、違法派遣の場合の直接雇用みなし規定派遣先責任の強化など、規制の強化を前面に押し出した改正法案を共同提出したが、いずれも昨年夏の衆議院解散とともに廃案となった。

その後、総選挙で、登録型派遣と製造業派遣の原則禁止をマニフェスト

（政権公約）に掲げて衆院選に臨んだ民主党が第一党となり、政権交代後の一〇月から再び開始された審議会では、与野党逆転を反映して、旧三野党法案をにらみながら、規制強化を基調とする改正論議となった。

しかし、自前での人材確保が難しい中小企業のニーズなどを主張する経営側の規制強化への反発は強く、労使の意見の隔たりは埋まらなかった。その結果、報告に盛り込まれた登録型と製造業派遣の原則禁止、直接雇用申込みなし規定創設の各項について、経営側の反対意見が少数意見として付けられる形となった。旧三野党の法案に盛り込まれ、労働側も実現を求めている派遣先責任の強化や派遣先の団体交渉応諾義務などの検討項目については、労働者派遣事業の許可・届出のあり方とともに、今回の議論では見送られ、今後、引き続き検討することとなった。

名称・目的に「労働者保護」の明記を

報告は、法律の名称・目的に「労働者の保護」を明記することとしており、従来の派遣事業を行ううえでの業法としての性格からの転換を求めている。

登録型派遣については、常用雇用以外の労働者派遣を禁止するとし、原

則禁止を明記。そのうえで、雇用の安定等の問題が少ないとして、専門二六業務や産前産後休業・育児介護休業取得者の代替要員、高齢者派遣、紹介予定派遣を禁止の例外とし、登録型派遣を認めている。

製造業派遣については「昨年来、問題が多く発生した」ことから「禁止することが適当」として原則禁止し、港湾や建設などの派遣禁止業務に製造業も加える考えだ。ただし、雇用の安定性が比較的高い常用雇用の製造業派遣については、例外として労働者派遣を認めることとしている。

また、日雇派遣の原則禁止も打ち出した。「日々又は二カ月以内の期間を定めて雇用する労働者については、労働者派遣を禁止することが適当」だとしている。そのうえで、日雇派遣が常態であり、労働者の保護に問題がない業務を政令で定めて、禁止の例外として日雇派遣を認めるとしている。

さらに、違法派遣の場合に、派遣先が派遣労働者に直接雇用を申し込んだものとみなす規定の創設が盛り込まれたのも大きな特徴だ。①禁止業務への派遣受け入れ②無許可・無届の派遣元からの派遣受け入れ③期間制限を超えての派遣受け入れ④いわゆる偽装請負の場合⑤登録型派遣の原則禁止に違反して、常用雇用する労働者でない者を

派遣労働者として受け入れ——の違法な派遣を、派遣先が知りながら派遣労働者を受け入れていた場合、違法な状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して、直接雇用を申し込んだものとみなす規定の創設を求めている。このときの労働条件については、派遣元と労働者が結んでいる契約と同一とすることとしており、元との契約が有期であればその契約の期間が条件として移行する。派遣先が労働契約の成立を認めない場合は、派遣先に対する行政勧告を求めることが出来る制度も創設する。加えて、この規定を根拠に、派遣先に雇用される労働者であることの地位確認の民事訴訟を提起できるとしている。

また、派遣労働者の待遇の確保について、「派遣元は派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮する」との規定を設けるよう求めている。

マージン率の情報公開も盛り込まれた。派遣元は、全体平均のモデルマージン率の公開だけでなく、派遣労働者に対し、個々の派遣料金額について、雇い入れ、派遣開始、派遣料金改定の際に明示することが適当だとしている。施行期日については、改正法公布の日から六カ月以内の政令で定める日としながら、登録型派遣の原則禁止と製造業派遣の原則禁止については、体制整備のための猶予期間を設けて、公布の日から三年以内の政令の定める日としている。加えて暫定措置として、「比

較的問題が少なく、労働者のニーズもある労働者派遣」を政令で定めて、さらに二年間の適用猶予期間を設けている。

登録型と製造業の原則禁止で労働者が対立

労働者派遣制度の見直しを具体的に検討してきた労働政策審議会の職業安定分科会労働力需給制度部会では、登録型派遣、製造業派遣の原則禁止について、経営側が「派遣を望む人のニーズに対応できなくなる」「中小企業が人材確保できなくなる」「禁止しても直接雇用には移行せず、失業者の増大につながる」「諸外国では認められている形態であり、禁止は適当でない」「グローバル競争が激化するなかで、柔軟な生産体制構築のためにも製造業派遣は不可欠。禁止されると、海外に生産拠点を移転する動きにつながる」などと反発。

これに対して労働側は「いつまで働けるかが使用者にゆだねられている登録型派遣は、労働者保護の観点から問題。諮問の趣旨からみても、労働者保護の観点からとりまとめるのがこの審議会の役割だ」「大企業、中小企業にかかわらず、労働者の保護は重要。中小の厳しさを理由にするのは的外れだ」「リーマンショック以降の派遣切りなど深刻な状況は、雇用の不安定な登録型派遣の問題が露呈したものの」「派遣という制度が雇用を生み出す訳ではない。仕事は雇用を生む。禁止となっても仕事はなくなるなら」「製造業派遣によって、ものづくりの現場力が落ちた。技

能伝承の観点からも製造業派遣は禁止を」と主張して、登録型派遣、製造業派遣の禁止を訴えた。

違法派遣の場合の、派遣先の「直接雇用申込みみなし規定」については、経営側が「企業の採用の自由や契約の自由原則に反する」「違反の責任がなぜ派遣先だけにかかるのか。派遣元の責任はどうか」「違反の判定が難しく、安定性を欠いた制度になる」「違反に対しては、罰則の強化で足りる」「直接雇用となったときの労働条件が不明確」などと主張して反対の姿勢を示した。これに対して、労働側は「違法行為が横行するから、『みなし規定』の議論が出てきた。罰則強化や行政指導では対応できない」「違反行為を行ったときに『みなし規定』が適用されるので、違反せずに普通にやっていたら問題がない」と述べて、「みなし規定」導入を促した。

違法派遣への対応については、旧与野党では「みなし規定」ではなく、「行政が、派遣先に労働契約を申し込むことを勧告する制度の創設」としていたのに対し、旧三野党案では、「派遣労働者が、自己の雇用主とみなす旨を通知できる」として、直接雇用みなし規定が盛り込まれていた。今回の報告は直接雇用みなし規定に準じた、直接雇用を申込みとみなす「直接雇用申込みみなし規定」を採用している。また、直接雇用に転換するときの契約条件について、旧三野党案では、期間制限違反の場合は期間の定めのない契約に変更できるとしていたが、報告では、派遣元との契約が期間も含めてそのまま移転するとしている。

報告について、各労働団体は一定の評価をしつつ、さらなる労働者保護の強化を求めている。連合は南雲弘行事務局長談話で、「規制緩和の流れを転換し、労働者保護の視点で法改正をはかるものとして概ね評価できる」としつつ、「派遣先責任の強化や特定労働者派遣事業における届け出制から許可制への移行、専門二六業務の見直しなどの取り扱いは先送り」とされ課題も残った」と指摘。「労働者派遣法創設当時の専門的な業務に限定したポジティブリスト方式化を図り、労働者保護のさらなる強化と、雇用の安定に取り組みしていく」と訴えている。

全労連は小田川義和事務局長談話で、「規制緩和一辺倒であった労働法制改正」論議から大きく転換し、かつ、〇八年末来の製造業などでの『派遣切り』に対する社会的批判や労働組合と労働者のたたかいを一定反映した内容もあり、それらの点は歓迎する」とする一方、「登録型派遣の禁止、製造業派遣の禁止とも『抜け穴』が多く、違法派遣の場合の『みなし』規定も不十分であり、派遣先の団交応諾義務など派遣先の責任が明確になっていないのは問題。登録型派遣禁止は最長五年、製造業派遣禁止は三年間の『猶予期間』を設けているのは不適切だ」と批判している。また、全国ユニオンなどをつくる「労働者派遣法の抜本改正を目指す共同行動」は、答申に合わせて厚生労働省前で記者会見を開き、「国民の信頼を失った旧与野党がベースになっている。団交応諾義務など派遣先の責任強化が先送りされ、みなし規定も、期間の定めのない雇用でなく契約のままとなって

おり、旧三野党案から大幅な後退で許されない」（関根秀一郎派遣ユニオン書記長）、「登録型派遣、製造業派遣の禁止の例外を常用型雇用としているが、常用雇用を定めのないものと定義しなければ、禁止した意味がなくなる」（粟一郎弁護士）などと批判した。

（調査・解析部）

